

Ⅳ お父さんの子育てスケジュール

今回の事例では、数十日間の育児休業取得のケースが多いですね。
 子どものため、ママのため、パパ自身のため、これから育児のために休んでみたいと思っている後輩パパのために、子育てで休むパパになりませんか？

● ● ● お父さんの子育てスケジュール ● ● ●

配偶者の妊娠



産前6週間



子の出生



産後8週間



1 歳



1歳2か月



1歳6か月



3 歳



小学校入学

育児休業を取る場合、いつ、どのくらいの期間利用するか計画を立てましょう

■制度の内容の確認 ■職場への報告 ■業務の調整

休業を申し出る

■育児休業は子どもが生まれた日から取得できます。休業開始希望日の1か月前までに書面等により、休業期間等を会社に申し出なければなりません

おめでとうございます！

■配偶者出産休暇制度を設けている会社もありますので、会社の規則を確認してみましょう

■産後8週間までの期間で育児休業を取得した場合、再度育児休業を取得することができます

■育児休業中は雇用保険から育児休業給付金として賃金の5割が支給されます【育児休業給付金のお問合せはハローワークへ】

■育児休業期間の社会保険料は事業主分、本人分とも支払いが免除されます【社会保険料の免除については年金事務所へ】

■両親ともに育児休業を取得する場合、子どもが1歳2か月まで取得できます（パパママ育休プラス）

■保育園に入園ができない等の事情がある場合、子どもが1歳6か月まで取ることができます

■子どもが3歳まで短時間勤務制度（5時間45分～6時間）、所定外労働の免除措置を受けることができます

■深夜業の免除・時間外労働の制限などの制度もあります

育児はまだまだ続きます！パパとママで協力し合って頑張って！
 地域の育児支援サービス、学童保育、ファミリーサポートセンター（※）などを確認しておきましょう

（※）ファミリーサポートセンターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。設立運営は市区町村が行いますので、お住まいの市区町村にお問合せください。

また、女性労働協会は各ファミリーサポートセンターのネットワークの拠点として、ファミリーサポートセンターの運営に役立つよう支援をしています。

（財）女性労働協会 http://www.jaaww.or.jp/service/family_support/index.html



イクメンプロジェクト

<http://www.ikumen-project.jp/index.html>

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。イクメンがもっと多くなれば、妻である女性の生き方が、子どもたちの可能性が、家族のあり方が大きく変わっていくはず。そして社会全体も、もっと豊かに成長していくはず。イクメンプロジェクトはそんなビジョンを掲げて発足しました。

男性の育児やイクメンに関する情報が得られます!!



育児・介護休業等規定例がダウンロードできます

事業主の方は、育児・介護休業等規定を整備しましょう。
三重労働局ホームページからダウンロードできます。

三重労働局「<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>」
トップページ>各種法令・制度・手続き
>雇用均等関係「仕事と家庭の両立のために」

認定「くるみんマーク」とは?

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し取り組むことで、一定の基準を満たした場合は申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けられます。

認定を受けると、次世代認定マーク「くるみん」を自社の広告や商品につけ、対外的にアピールすることができます。



●両立支援のひろば…自社の行動計画を掲載したり、他社の事例を見ることができます。

<http://www.ryouritsu.jp/hiroba/>

両立支援のひろば

検索